

## ○ 西海市地域防災計画の修正について

番号	ページ	修正項目	
①	18	災害予防計画	男女共同参画の視点の強化 (県地域防災計画に基づき追記)
②	45	災害予防計画	消防用施設の整備 (事業計画に基づき更新)
③	64	災害予防計画	地域における避難行動要支援者対策の強化 (県地域防災計画に整合)
④	81	災害応急対策計画 (風水害対策)	大雨警報(土砂災害)等発表基準変更 (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合)
⑤	96	災害応急対策計画 (風水害対策)	安否不明者の氏名等公表について (県地域防災計画に基づき追記)

番号	ページ	修正項目	
⑥	114	災害応急対策計画 (風水害対策)	土砂災害警戒区域について (国土交通省通知に基づき修正 県地域防災計画に整合)
⑦	126	災害応急対策計画 (風水害対策)	福祉避難所の指定等 (県地域防災計画に整合)
⑧	183	災害応急対策計画 (震災対策)	緊急地震速報について (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合)
⑨	185	災害応急対策計画 (震災対策)	津波警報等の種類とその内容 (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合)
⑩	189	災害応急対策計画 (震災対策)	地震情報の種類、発表基準と内容 (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合)
⑪	213	災害応急対策計画 (震災対策)	広域応援活動について (県地域防災計画に整合)

<p>改正理由</p>	<p>男女共同参画の視点の強化 (県地域防災計画に基づき追記)</p> <p style="text-align: right; color: red;">赤色:追記</p>	
<p>ページ</p>	<p>現行計画</p>	<p>修正計画</p>
<p>① 18</p>	<p>第1章 防災知識・思想の普及計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の方針</li> <li>2 防災知識普及計画</li> <li>3 啓発活動</li> <li>4 市職員に対する教育</li> <li>5 教職員の研修及び児童生徒に対する教育</li> <li>6 西海警察署における啓発</li> <li>7 企業等</li> </ol>	<p>第1章 防災知識・思想の普及計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の方針</li> <li>2 防災知識普及計画</li> <li>3 啓発活動</li> <li>4 市職員に対する教育</li> <li>5 教職員の研修及び児童生徒に対する教育</li> <li>6 西海警察署における啓発</li> <li>7 企業等</li> </ol> <p style="color: red;">8 <u>男女共同参画の視点の強化</u> <u>防災担当部局と男女共同参画担当部局との連携体制の構築</u></p> <p style="color: red;">(1) <u>県は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、県及び市町において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、県及び市町の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等を促進するものとする。</u></p> <p style="color: red;">(2) <u>県及び市町は、平常時において、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。</u></p>

<p>改正理由</p>	<p>消防用施設の整備 (事業計画に基づき更新) <span style="float: right; color: red;">赤色:追記</span></p>									
<p>ページ</p>	<p style="text-align: center;">追記事項</p>									
<p style="text-align: center;">② 45</p>	<p>第7章 火災予防対策の推進計画 5 消防用施設の整備</p> <p style="text-align: center;">事業計画(令和6年度～令和10年度) <span style="float: right;">(単位:千円)</span></p>									
	<p>事業名 (施設名)</p>	<p>事業内容</p>	<p>事業主体</p>	<p>概算事業費 (見込)</p>	<p style="text-align: center;">年度区分</p>					
						<p style="text-align: center;">6</p>	<p style="text-align: center;">7</p>	<p style="text-align: center;">8</p>	<p style="text-align: center;">9</p>	<p style="text-align: center;">10</p>
	<p>消防施設</p>	<p>消防水利整備事業 40t 5基</p>	<p style="text-align: center;">市</p>	<p style="text-align: center;">50,000</p>	<p style="text-align: center;">(1基) 10,000</p>	<p style="text-align: center;">(1基) 10,000</p>	<p style="text-align: center;">(1基) 10,000</p>	<p style="text-align: center;">(1基) 10,000</p>	<p style="text-align: center;">(1基) 10,000</p>	
					<p style="text-align: center;">(1棟) 45,000</p>	<p style="text-align: center;">(2棟) 90,000</p>	<p style="text-align: center;">(2棟) 90,000</p>	<p style="text-align: center;">(2棟) 90,000</p>	<p style="text-align: center;">(2棟) 90,000</p>	
					<p style="text-align: center;">(ポンプなし) (3台) 21,388</p>	<p style="text-align: center;">(3台) 27,427</p>	<p style="text-align: center;">(3台) 27,427</p>	<p style="text-align: center;">(3台) 27,427</p>	<p style="text-align: center;">(3台) 27,427</p>	

改正理由	地域における避難行動要支援者対策の強化 (県地域防災計画に整合) <span style="float: right; color: red;">赤色:修正</span>	
ページ	現行計画	修正計画
③ 64	<p>第14章 生活福祉に係る災害予防計画 1～2 略 3 <del>要配慮者に対する安全対策の推進</del> <del>高齢者、障害者、観光客、外国人等の災害弱者</del> <del>に対して、防災知識の普及、地震時の情報提供、</del> <del>避難誘導、救護対策等のため、平常時から地域に</del> <del>おいて災害弱者の安全対策を推進する。津波浸水</del> <del>の恐れのある地域では、避難行動要支援者の情報</del> <del>入手や移動に係る制約に配慮しつつ、高台や建物</del> <del>の上層階等安全な場所へ迅速に避難するという津</del> <del>波避難の原則に即して避難誘導を行えるよう留意</del> <del>する。</del> また、西海市避難行動要支援者避難支援計画 の点検、評価を毎年実施する。</p> <p><u>(1) 社会福祉施設等における安全確保</u> <u>(2) 在宅要介護者等の安全確保</u> <u>(3) 観光客・旅行者等の安全確保</u> <u>(4) 外国人の安全確保</u></p>	<p>第14章 生活福祉に係る災害予防計画 1～2 略 3 <u>地域における避難行動要支援者への対策の強化</u> <u>災害時には避難などの行動に困難が生じ、</u> <u>また、避難生活においても厳しい環境におかれる</u> <u>ことが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、</u> <u>障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害</u> <u>時に自ら避難することが困難な者であって、その</u> <u>円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援</u> <u>を要する避難行動要支援者に対する平常時から</u> <u>の地域における支援体制づくりや、社会福祉施設</u> <u>等の防災対策の充実を図る。</u> また、西海市避難行動要支援者避難支援計画 の点検、評価を毎年実施する。 ※以下項目のみ記載 <u>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画と</u> <u>支援体制の整備</u> <u>ア 避難行動要支援者名簿の作成及び更新</u> <u>イ 個別避難計画の作成</u> <u>ウ 避難行動要支援者への配慮</u> <u>エ 情報伝達体制の確立</u> <u>(2) 社会福祉施設等における安全確保</u> <u>(3) 在宅要介護者等の安全確保</u> <u>(4) 観光客・旅行者等の安全確保</u> <u>(5) 外国人の安全確保</u></p>

改正理由	大雨警報（土砂災害）等発表基準変更 （気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合）				<b>赤色:修正</b>																		
ページ	現行計画		修正計画																				
④ 81 ～ 83	第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画 ＜警報・注意報＞		第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画 ＜警報・注意報＞ <b>(R6.5.23～運用開始)</b>																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">西海市 (江島・平島を除く)</td> <td style="text-align: center;">大雨警報 (土砂災害)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">土壌雨量 指数基準</td> <td style="text-align: center;"><del>201</del></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雨注意報</td> <td style="text-align: center;"><del>118</del></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">西海市 (江島・平島)</td> <td style="text-align: center;">大雨警報 (土砂災害)</td> <td style="text-align: center;"><del>192</del></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雨注意報</td> <td style="text-align: center;"><del>113</del></td> </tr> </table>	西海市 (江島・平島を除く)	大雨警報 (土砂災害)	土壌雨量 指数基準	<del>201</del>	大雨注意報	<del>118</del>	西海市 (江島・平島)	大雨警報 (土砂災害)	<del>192</del>	大雨注意報	<del>113</del>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">西海市 (江島・平島を除く)</td> <td style="text-align: center;">大雨警報 (土砂災害)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">土壌雨量 指数基準</td> <td style="text-align: center;"><u>196</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雨注意報</td> <td style="text-align: center;"><u>113</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">西海市 (江島・平島)</td> <td style="text-align: center;">大雨警報 (土砂災害)</td> <td style="text-align: center;"><u>188</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雨注意報</td> <td style="text-align: center;"><u>109</u></td> </tr> </table>	西海市 (江島・平島を除く)	大雨警報 (土砂災害)	土壌雨量 指数基準	<u>196</u>	大雨注意報	<u>113</u>	西海市 (江島・平島)	大雨警報 (土砂災害)	<u>188</u>	大雨注意報
西海市 (江島・平島を除く)	大雨警報 (土砂災害)		土壌雨量 指数基準		<del>201</del>																		
	大雨注意報	<del>118</del>																					
西海市 (江島・平島)	大雨警報 (土砂災害)	<del>192</del>																					
	大雨注意報	<del>113</del>																					
西海市 (江島・平島を除く)	大雨警報 (土砂災害)	土壌雨量 指数基準	<u>196</u>																				
	大雨注意報		<u>113</u>																				
西海市 (江島・平島)	大雨警報 (土砂災害)		<u>188</u>																				
	大雨注意報		<u>109</u>																				
<p>※土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。</p> <p>大雨に伴って発生する土砂災害(がけ崩れ、土石流)には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したものです。</p> <p>【参考資料】前日までの連続雨量が100mm以上あった場合で当日雨量が50mmを超えた時に相当する。(土壌雨量指数196に相当)</p> <p>※土壌雨量指数が(4～5)低くなったことにより大雨警報の発表頻度が増える。</p>																							

改正理由	安否不明者の氏名等公表について (県地域防災計画に基づき追記) <span style="float: right; color: red;">赤色:追記</span>	
ページ	現行計画	修正計画
⑤ 96	<p>第2章 通信及び情報収集伝達計画            第1節～第2節            略            第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画            1 実施責任者            略            2 被害等の調整            略            3 被害の認定基準            略            4 被害報告の基準、種別、報告要領            略</p>	<p>第2章 通信及び情報収集伝達計画            第1節～第2節            略            第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画            1 実施責任者            略            2 被害等の調整            略            3 被害の認定基準            略            4 被害報告の基準、種別、報告要領            略</p> <p style="color: red;">5 <u>安否不明者の氏名等公表について</u>  <u>災害発生時に、安否不明者等の氏名等の公表が救助活動・人命救助に資することから、原則として氏名等を公表する。</u>  <u>但し、家族等の反対又は住民基本台帳の閲覧制限がある場合には、非公表とする。</u></p>

改正理由 土砂災害警戒区域について (国土交通省通知に基づき修正 県地域防災計画に整合) 赤色:修正

ページ 現行計画 修正計画

⑥ 114 第8章 土砂災害における警戒避難計画  
~~第1節 土砂災害危険箇所~~  
~~土砂災害危険箇所とは、長崎県が一定の仕様に~~  
~~基づき、大雨などにより土石流の発生・がけ崩れの~~  
~~発生・地すべりの発生の恐れのある箇所を調査公~~  
~~表しているものであり、土砂災害危険箇所と山地災~~  
~~害危険地区がある。~~

※①地域防災計画等に 土砂災害危険箇所に関する記載 がある場合は、改定の際に削除  
 ②土砂災害ハザードマップに土砂災害危険箇所を表示している場合は、改定の際に削除  
 (国土交通省通知 R5. 11. 10)

第2節 土砂災害警戒区域  
略

<土砂災害警戒区域等数> ~~R2. 3. 27~~現在

	土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域
急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	<del>922</del>	<del>892</del>
土石流	<del>119</del>	97
地すべり	79	0
計	<del>1,120</del>	<del>987</del>

<土砂災害警戒区域等数> R6. 4. 1現在

	土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域
急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	<u>2,165</u>	<u>2,134</u>
土石流	<u>183</u>	<u>159</u>
地すべり	79	0
計	<u>2,427</u>	<u>2,293</u>

※特別警戒区域では、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。  
 ※「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域一覧表」資料編による。

改正理由	福祉避難所の指定等 (県地域防災計画に整合) <span style="float: right; color: red;">赤色:修正</span>	
ページ	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>現行計画</span> <span>修正計画</span> </div>	
⑦ 126	<p>第10章 避難計画 5 福祉避難所の指定等 (1)～(2) 略 (3) 市は、福祉避難所の指定にあたっては、 <del>施設自体の安全性が確保されていること、バリアフリー化されていること、要配慮者の避難スペースが確保されていること等に留意する。</del></p> <p>(4) 略 (5) 市は、福祉避難所や福祉避難スペースに関する情報を広く住民に周知する。</p> <p>(6) 市は、<del>一般の避難所に避難した該当する要配慮者を速やかに把握し、必要に応じて福祉避難所に移送するものとする。</del></p>	<p>第10章 避難計画 5 福祉避難所の指定等 (1)～(2) 略 (3) 市は、福祉避難所の指定にあたっては、 <u>要配慮者の円滑な利用を確保するため措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること等に留意する。</u> <u>また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 略 (5) 市は、福祉避難所について、<u>受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定し公示するものとする。</u></p> <p>(6) 市は、<u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるように努めるものとする。</u></p>

改正理由	緊急地震速報について (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合) <span style="color: red;">赤色:修正</span>		
ページ	現行計画	修正計画	
⑧ 183	<p>第2章 情報活動 2 情報の受理、伝達、周知 (2) 緊急地震速報 ア 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに緊急地震速報(予報)を発表する。 なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p>	<p>第2章 情報活動 2 情報の受理、伝達、周知 (2) 緊急地震速報 ア 気象庁は、最大震度5弱以上<span style="color: red;">または長周期地震動階級3以上</span>の揺れが予想された場合に、震度4以上<span style="color: red;">または長周期地震動階級3以上</span>が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上<span style="color: red;">若しくは長周期地震動階級1以上</span>等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。 なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上<span style="color: red;">または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合</span>のものを特別警報に位置付けている。</p>	
	【参考資料】長周期地震動階級	人の体感・行動	
	階級1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	
	階級2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。	
	階級3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	
	階級4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、はわないと動くことができない。	
<p>※長周期地震動とは、大きな地震で生じる周期(揺れが1往復するのにかかる時間)が長い大きな揺れのこと。地震が発生した場所から数百kmはなれたところでも大きく長く揺れることがある。</p>			

<p>改正理由</p>	<p>津波警報等の種類とその内容                  (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合) <span style="color: red;">赤色:修正</span></p>																												
<p>ページ</p>	<p>現行計画</p>		<p>修正計画</p>																										
<p>⑨</p>	<p>185</p>	<p>第2章 情報活動 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" data-bbox="443 478 1209 1481"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m&lt;予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> </tr> <tr> <td>10m (5m&lt;予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m&lt;予想高さ≤5m)</td> </tr> </tbody> </table>		津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		数値での発表 (津波の高さの予想区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	<p>第2章 情報活動 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" data-bbox="1267 478 2033 1481"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (<span style="color: red;">予想される津波の高さ区分</span>)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m&lt;<span style="color: red;">予想される津波の最大波の高さ</span>)</td> <td rowspan="3">巨大</td> </tr> <tr> <td>10m (5m&lt;<span style="color: red;">予想される津波の最大波の高さ</span>≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m&lt;<span style="color: red;">予想される津波の最大波の高さ</span>≤5m)</td> </tr> </tbody> </table>		津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		数値での発表 ( <span style="color: red;">予想される津波の高さ区分</span> )	巨大地震の場合の発表	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m< <span style="color: red;">予想される津波の最大波の高さ</span> )	巨大	10m (5m< <span style="color: red;">予想される津波の最大波の高さ</span> ≤10m)	5m (3m< <span style="color: red;">予想される津波の最大波の高さ</span> ≤5m)
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ																											
		数値での発表 (津波の高さの予想区分)	巨大地震の場合の発表																										
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大																										
		10m (5m<予想高さ≤10m)																											
		5m (3m<予想高さ≤5m)																											
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ																											
		数値での発表 ( <span style="color: red;">予想される津波の高さ区分</span> )	巨大地震の場合の発表																										
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m< <span style="color: red;">予想される津波の最大波の高さ</span> )	巨大																										
		10m (5m< <span style="color: red;">予想される津波の最大波の高さ</span> ≤10m)																											
		5m (3m< <span style="color: red;">予想される津波の最大波の高さ</span> ≤5m)																											

改正理由		津波警報等の種類とその内容 (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合)				赤色:修正			
ページ		現行計画		修正計画					
⑨	185	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
				数値での発表 (津波の高さの予想区分)	巨大地震の場合の発表			数値での発表 ( <span style="color: red;">予想される</span> 津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表
		津波警報	1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	津波警報	1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
		津波注意報	0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	津波注意報	0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)

改正理由	地震情報の種類、発表基準と内容 (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合) <span style="float: right; color: red;">赤色:修正</span>				
ページ	現行計画			修正計画	
⑩ 189	第2章 情報活動 2 情報の受理、伝達、周知 (3) 津波警報等の種類とその内容 エ 地震情報の種類、発表基準と内容 地震情報の種類、発表基準と内容			第2章 情報活動 2 情報の受理、伝達、周知 (3) 津波警報等の種類とその内容 エ 地震情報の種類、発表基準と内容 地震情報の種類、発表基準と内容	
	地震情報の種類  震源・震度情報	発表基準  ・震度 <del>3</del> 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたる場合 ・緊急地震速報(警報)を <del>発表した場合</del>	内 容  ・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 <del>3</del> 以上の <del>地域名と市町村毎</del> の観測した震度を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	地震情報の種類  震源・震度情報	発表基準  ・震度 <del>3</del> <u>1</u> 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された <u>時</u> ・緊急地震速報(警報)を <del>発表</del> <u>時</u>

改正理由	地震情報の種類、発表基準と内容 (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合) <span style="color:red">赤色:修正</span>					
ページ	現行計画			修正計画		
⑩ 189	地震情報の種類	発表基準	内 容	地震情報の種類	発表基準	内 容
	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	<del>・高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)</del>	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	・ <span style="color:red">地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</span>
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 ・日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 ・日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ・ <span style="color:red">※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、1時間半～2時間程度で発表</span>	

改正理由		広域応援活動について (県地域防災計画に基づき追記)		赤色:追記
ページ		現行計画	修正計画	
⑪	213	<p>第7章 広域応援活動</p> <p>1 行政機関・民間団体の応援活動 略</p> <p>2 消防の支援 略</p> <p>3 自衛隊の支援 略</p>	<p>第7章 広域応援活動</p> <p>1 行政機関・民間団体の応援活動 略</p> <p>2 消防の支援 略</p> <p>3 自衛隊の支援 略</p> <p>4 <u>受援計画等の策定</u>  <u>県及び市町は、災害の規模や被災地のニーズ等に応じて他の地方自治体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、受援体制、受援に関する連絡・要請の手順、受援対象業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の受入体制等について、受援計画を策定するよう努めるものとする。</u>  <u>また、併せて他の地方公共団体からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、実施体制、応援に関する連絡・要請の手順、職員の派遣、物資の提供等について応援計画を策定するよう努めるものとする。</u></p>	